防衛大学校における弾薬類の取扱いに関する達を次のように定める。

昭和37年10月25日

防衛大学校長 槇 智 雄

弾薬類の取扱いに関する達

改正 昭和44年10月28日防衛大学校達第8号 昭和58年4月5日防衛大学校達第2号 平成4年4月10日防衛大学校達第8号 平成12年4月1日防衛大学校達第4号 平成21年3月31日防衛大学校達第5号 昭和49年9月18日防衛大学校達第7号 昭和61年11月26日防衛大学校達第9号 平成8年6月11日防衛大学校達第8号 平成19年8月29日防衛大学校達第12号

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この達は、防衛大学校の弾薬及び化学火工品(訓練課の所掌に属するもの。)(以下「弾薬類」という。)の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 弾薬類の取扱いについては、火薬類の取扱いに関する訓令(昭和54年防衛庁訓令第36号)及び防衛大学校の物品管理に関する達(平成21年防衛大学校達第5号)に定めるもののほか、この達によるものとする。

(取扱い)

第2条 弾薬類の取扱いについては、細心の注意をもつて危害予防及び紛失の防止 に万全を期さなければならない。

(使用責任者)

- **第3条** 弾薬類を使用するときは、その都度職員のうちから使用責任者を定めなければならない。
- 2 弾薬類を訓練に使用する場合は、担任教官を使用責任者とし、その他の場合は 主管の課長、学群長又は総括首席指導教官が使用責任者を指名するものとする。 (請求)

第4条 使用責任者は、供用票を作成し、主管の課長、学群長又は総括首席指導教官の承認を得て、使用の3日前までに訓練課長(武器係長気付)に提出するものとする。

(交付及び返納)

第5条 弾薬類は、使用当日に交付し、未使用弾薬類、不発射弾等(「不発射弾並びにき損した弾薬、火管及び雷管等」をいう。)及び打から薬きょう類は、即日返納するものとする。

(受け渡し)

- 第6条 弾薬類の受け渡しの要領は、次の各号に示すところによる。
 - (1) 武器係長と使用責任者との間の受け渡しの際は、武器係長及び使用責任者又はそれぞれの指定する職員が立合うものとする。
 - (2) 受領者は、開梱して内容を確認するものとする。ただし、封印された正梱の 弾薬類は、梱包容器に記載された数量をもつて授受することができる。
 - (3) 使用責任者が弾薬類を配分する際は、前号にかかわらず配分前に開梱して内容数量を確認するものとする。

(回収)

- 第7条 残弾等の回収要領は、次の各号に示すところによる。
 - (1) 残弾等は、やむを得ない場合のほか全数量を回収するものとする。
 - (2) 残弾等は、種類ごとに区分整理するとともに、員数を点検しなければならない。
 - (3) 残弾等は、元の容器に収納のうえ返納票に記入して返納するものとする。 (打がら薬きょう類及び不発射弾等の処理)
- 第8条 打がら薬きょう類及び不発射弾等は、それぞれ発生の都度速やかに梱包の うえ関係の部隊に管理換するものとする。
- 2 前項の打がら薬きょう類の梱包には、無危険打がら薬きょう類証明書(別紙)を各箱ごとに同梱するものとする。

附則

この達は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則(昭和44年10月28日防衛大学校達第8号)

この達は、昭和44年10月28日から施行する。

附 則(昭和49年9月18日防衛大学校達第7号)

この達は、昭和49年9月18日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日防衛大学校達第2号)

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則 (昭和61年11月26日防衛大学校達第9号) (抄)

この達は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月10日防衛大学校達第8号)

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則 (平成8年6月11日防衛大学校達第8号)

この達は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日防衛大学校達第4号) (抄)

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月29日防衛大学校達第12号)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第5号) (抄)

1 この達は、平成21年4月1日から施行する。

無危険打がら薬きょう類証明書

主品目番号			口口	名			
箱一連番号			単	位		数量	
この箱の中の打がら薬きょう類を検査し、この中には危険な不発射弾等又は 異物が混入されていないことを証明する。 年 月 日							
	大 学 校 武器係長	階;	級	氏	名	Đ)